

資料13

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(仮称)要綱案に関する意見

2002年11月22日

宮本康昭

2 所掌事務等

(1),(2)のつぎに付加

(3) 最高裁判所は、(1)の規定による諮問に当たって、指名することの適否についての意見を付さないものとする。

(4) 最高裁判所は、(1)の規定による諮問をする場合、指名候補者に関する資料を委員会に提出するものとする。

- 当委員会では、最高裁判所は、1)すべての任官希望者を委員会に諮問すること、2)諮問に当たっては意見を付さないこと、という2つの重要なファクターが確認されている。してみると、この2)のファクターを上記(3)のように明文化するのが相当であり、(注)に止めるべきではない。
- 最高裁判所が諮問に当たって委員会に資料を提出することは、当委員会において異論がない事項である。上記と同様(注)に止めるべきではなく、基本的事項として、上記(4)のように明文化されるべきである。

4 組織

(1) 委員会は、委員12人で組織するものとする。

(2) 委員会は、必要に応じて小委員会、部会を設けることができるものとする。

- 「国民の意思を反映させる」という審議会意見書の趣旨に則れば、委員の構成比は、法曹委員(裁判官・検察官・弁護士)に対し法曹外委員(学識経験者等)を半数以上とすべきである。
法曹委員は裁判官・検事・弁護士各2人の6人、法曹外委員は上記趣旨から少なくともその同数の6人とする合計12人が相当と考える。

5 委員の任命

(2) 前項の検察官は検事総長の推薦により、弁護士は日本弁護士連合会会長の推薦により任命するものとする。

- この項は、場合によっては(注)としても良いが、いずれにしても委員の